

札幌市公共交通体系調査検討業務に係る提案説明書

1 業務の名称

札幌市公共交通体系調査検討業務

2 本説明書の趣旨

本説明書は、「札幌市公共交通体系調査検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

令和6年11月に策定した札幌市地域公共交通計画では、「フィーダー化や路線バスの集約」、「需要と供給を考慮したダイヤや便数の検討」、「公共交通空白地域への代替交通の導入」、「地域が主体となった交通手段の導入」により、面的な公共交通ネットワークの維持を図ることとしている。

しかしながら、深刻な運転手不足により路線バスの減便・廃止が相次いで発生しており、今後も同様の状況が継続すると公共交通ネットワークの維持が困難となることが想定される。

本業務は、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、現況を踏まえたバスネットワークの分析を行うとともに、公共交通利便性向上や運営体制に関する国内・国外の事例収集・整理を行うことを目的とする。

4 業務の内容

別紙「札幌市公共交通体系調査検討業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

5 業務委託期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月19日(木)までとする。

6 業務提案の上限額

金5,500,000円を上限額とする(消費税及び地方消費税10%を含む)。

7 企画提案を求める事項

項 目	説 明	ページ数
(1)業務の実施方針及びフロー	・提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4判1ページまで
(2)札幌市バス路線の現状整理、課題・分析	・札幌市バス路線の現状整理、課題・分析を実施するにあたり考慮すべきポイント	A4判2ページまで
(3)利用者の利便性向上に資する事例収集・整理	・利用者の利便性向上に資する事例収集・整理をするにあたり考慮すべきポイント	A4判1ページまで
(4)公共交通の運営に関する事例収集・整理	・公共交通の運営に関する事例収集・整理をするにあたり考慮すべきポイント	A4判1ページまで
(5)業務工程表及び業務実施体制	・履行期間中における業務別スケジュール、業務の実施体制、担当者の類似業務に関する経歴	A4判1ページまで
(6)参考見積	・業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」の入札参加資格者に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

ア 正本1部

(ア) 参加意向申出書(様式第1号)

※競争入札参加資格認定通知書の写しを添付すること。

(イ) 企画提案書(様式自由)

企画提案書の用紙サイズはA4判とし両面印刷とする。企画提案書のページ数については、上記7を参照のこと。

ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容の全てを説明できる程度のものとする。

イ 副本9部

上記(イ)企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記13の連絡先に提出すること。

(3) 提出期限

令和7年9月24日(水)15時00分必着(郵送の場合は一般書留による送付とし、前日必着)。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用にあたっては、札幌市は無償で利用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用にあたっては、札幌市は無償で利用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者あたり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。

10 質疑

1 質問の受付期限

令和7年9月16日(火)17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第2号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記13の連絡先まで電子メールまたはファクスにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「札幌市公共交通体系調査検討業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は4件とする。なお、参加者が4件以下の場合、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は1件あたり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の配置予定者とする。

(イ) プレゼンテーションは、30分程度(説明15分・質疑15分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

(オ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール(予定)

一次審査 令和7年9月26日(金)

二次審査 令和7年10月7日(火)

※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目2～5の合計点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はいくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査項目]

項 目	審査基準	配点
(1)業務の実施方針及びフロー	・当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか	15
(2)札幌市バス路線の現状整理、課題・分析	・業務の目的、内容を十分に理解しているか ・提案内容は妥当かつ具体的なものであるか	25
(3)利用者の利便性向上に資する事例収集・整理	・提案内容は業務目的に合致したものであるか ・説明や質問を通じた対象分野への専門性	25
(4)公共交通の運営に関する事例収集・整理		25
(5)業務工程表及び業務実施体制	・スケジュール、業務実施体制について、妥当なものであるか	10
合計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1件の場合は、審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が最も高かった者(以下「最優秀者」という。)と協議を行い、協議が調ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合は、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が調ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、企画提案内容(参考見積を含む。)を変更した上で、契約する場合がある。また、企画提案にあたって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合は、契約の相手方とはしない。

13 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側
札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課
電話 011-211-2492 ファクス 011-218-5114
E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp